

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条の規定等を踏まえ、私学共済の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付の導入及び職域加算額の廃止に伴う経過措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、私立学校教職員共済法の一部改正

1 私立学校教職員共済制度の退職等年金給付として、退職年金、職務障害年金及び職務遺族年金を設けること。

2 退職等年金給付の支給要件及び額の算定方法等については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用することとし、必要な読替えを行うこと。

二、日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正

1 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、その業務として私立学校教職員共済法に規定する退職等年金給付を行うこと。

2 事業団は、退職等年金給付の業務に係る経理については他の業務に係る経理と区分し、勘定を設けて整理すること。

三、経過措置等

1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行日（平成二十七年十月一日）において、同法による改正前の私立学校教職員共済法（以下「改正前私学共済法」という。）による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に応じ、同日以後、経過措置として改正前私学共済法による職域加算額に相当する給付を支給すること。

2 この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年十月一日から施行すること。